

五島市監査委員公表第3号

平成22年度定期監査の結果に基づく措置について、五島市長及び五島市教育委員会委員長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第12項の規定により公表する。

平成23年4月19日

五島市監査委員 木戸庄吾  
五島市監査委員 谷川 等

22五総第1046号  
平成23年3月31日

五島市監査委員 木戸庄吾様  
五島市監査委員 谷川等様

五島市長 中尾郁子

平成22年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成23年1月31日付け22五監第376号による平成22年度定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、通知します。

記

- 1 監査の対象 情報推進課 文化推進室 市民課 社会福祉課 長寿介護課  
生活環境課 農林課 水産課 商工振興課 観光交流課 建設課  
富江支所 玉之浦支所 三井楽支所 岐宿支所 奈留支所

2 指摘事項

(1) 社会福祉協議会運営費等補助金（社会福祉課）

本件補助金には、要綱等の定めがなく、補助金等の目的及び率又は額並びに補助事業等の内容が明確でないことから、要綱等を制定すべきである。

なお、要綱等の制定については、「平成16年12月24日付け五島市補助金等交付規則の施行について（通知）」（16五財第1179号、16五総第1615号市長通知）に留意されたい。

【講じた措置】

平成23年3月29日、「五島市社会福祉協議会運営費等補助金交付要領」（別添参照）を制定いたしました。

(2) ながさき「食と農」支援事業費補助金（農林課）

本件補助金については、補助対象事業費1,306,000円に対して784,000円を補助しているが、五島市ながさき「食と農」支援事業費補助金交付要綱別表において、知事特認事業の補助率は、「経費の100分の60以内」と定められているから、100

分の60を超えて交付している400円を返納させるべきである。

**【講じた措置】**

平成23年3月15日、株式会社JAファームごとうから400円を返納させました。

(3) 離島漁業再生支援交付金（水産課）

本件交付金の出納事務については、通帳と印鑑を別の者が保管すべきである。

また、複数の者で内容を確認するなど、内部牽制機能を十分活用した上で事務処理を行うよう集落等を指導されたい。

**【講じた措置】**

平成23年2月22日、市内3漁協代表理事組合長並びに市内全15漁業集落代表者及び事務担当者を対象に「漁業再生支援検討会」を開催し、同検討会において、平成22年度定期監査の結果報告を行うとともに、今後の離島漁業再生支援交付金の出納事務について、①通帳と届出印は、別の者が保管すること、②会計処理を行う場合は、領収書等証拠書類を複数の者で確認することを指導いたしました。

2 意見

補助金等の要綱等が、実情にそぐわないものが見受けられたので、要綱等の見直しを検討されたい。

**【今後の方針】**

強い農業づくり交付金事業については、国で事業の変更・再編予定でありますので、平成23年度に同事業の長崎県交付金交付要綱等が改正され次第、速やかに改正処理を行います。

## 五島市社会福祉協議会運営費等補助金交付要領

(平成23年3月29日 決裁)

### (趣旨)

第1 市は、社会福祉の向上を図るため、予算の定めるところにより、社会福祉法人五島市社会福祉協議会に対し五島市社会福祉協議会運営費等補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、五島市社会福祉法人に対する助成条例(平成16年五島市条例第83号。以下「条例」という。)、五島市社会福祉法人に対する助成条例施行規則(平成16年五島市規則第54号)及び五島市補助金等交付規則(平成16年五島市規則第44号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (補助の対象及び補助額)

第2 補助金の交付の対象となる経費は、社会福祉法人五島市社会福祉協議会の運営に要する経費で市長が別に定めるものとする。

2 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額とし、予算の範囲内で市長が別に定める額とする。

### (申請書の提出期限)

第3 規則第4条の規定による申請書の提出期限は、毎年度、4月30日とする。

### (申請書に添付すべき書類)

第4 条例第2条第5号の規定により申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 財産目録
- (2) 定款

### (申請の取下げのできる期限)

第5 規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日とする。

### (実績報告)

第6 規則第13条第1項の規定による実績報告は、補助事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度の5月20日までにを行うものとする。

### (補助金の交付)

第7 この補助金は、概算払の方法により交付するものとする。

### (財産の処分の制限)

第8 取得財産等については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 規則第22条ただし書の別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令

(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている財産については、同令に定める耐用年数に相当する期間とする。

附 則

この要領は、平成23年度の予算に係る補助金から適用する。

22五教総第1210号  
平成23年 4月13日

五島市監査委員 木戸庄吾様  
五島市監査委員 谷川 等様

五島市教育委員会  
委員長 岩本哲信

平成22年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成23年1月31日付け22五監第376号による平成22年度定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 監査の対象 教育委員会事務局総務課 学校教育課 生涯学習課  
スポーツ振興課

2 指摘事項

(4) 各種大会参加費補助金（中学校）

ア 学校・福江港間の交通費として、バス代相当額を補助したもののうち 81,450 円は、実際には保護者が送迎しているから、返納させるべきである。

**【講じた措置】**

・バス代相当額の補助金 81,450 円を返納させました。

イ 大会終了後、保護者に引き取られた生徒2名については、保護者が引き取ってからは補助対象者とは認められないから、フェリー3便夕食代 1,400 円を返納させるべきである。

**【講じた措置】**

- ・フェリー3便夕食代1,400円を返納させました。

ウ 全国中学校体育連盟主催の大会の補助対象者には、引率者は含まれていないから、引率者が使用した沖縄都市モノレール代430円を返納させるべきである。

**【講じた措置】**

- ・沖縄都市モノレール代430円を返納させました。

2 意見

補助金等の要綱等が、実情にそぐわないものが見受けられたので、要綱等の見直しを検討されたい。

**【今後の方針】**

補助金等の要綱等については、実情に合わせて見直しを検討します。